



進達	決裁	受付	
平成 二九年 二月 二日	平成 二九年 二月 一日	法 第 二 号	平成 二九年 二月 一日

別紙法務財務両大臣請議

裁判所法の一部を改正する法律案

長官   
次長 

第二部長 

総務主幹 

参事官 

事務官 

閣議	内閣受付
平成 二九年 二月 三日	法 第 二 号

署名大臣	公布
法 務 財 務 統 理	平成 二九年 四月 二六日 法律 第 二 三 号



を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案のとおり

法務省司司第24号

平成29年2月1日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

法務大臣 金田勝年

財務大臣 麻生太郎

裁判所法の一部を改正する法律案について  
標記法律案を第193回国会に提出する必要があるので、別紙法律案及び理由を添えて閣議を求めます。

ひ

岡田参事官  
太田事務官

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り

受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

## 理由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 裁判所法の一部を改正する法律案要綱

第一 司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等（第六十七条の二及び三関係）

一 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給すること。（第六十七条の二第一項関係）

二 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とすること。（第六十七条の二第二項関係）

三 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならぬことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とすること。（第六十七条の二第三項関係）

四 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とすること。（第六十七条の二第四項関係）



五 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とすること。（第六十七条の二第五項関係）

六 一から五までに定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定めること。（第六十七条の二第六項関係）

七 司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が無利息で貸与する制度を変更し、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの）を国が無利息で貸与する制度とすること。（第六十七条の三関係）

## 第二 司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整備（第六十八条関係）

一 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができるものとする。（第六十八条第一項関係）

二 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由

として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができるとすること。（第六十八条第二項関係）

### 第三 施行期日等（附則関係）

- 一 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。（附則第二項から第五項まで関係）

裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。</p> <p>② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。</p> <p>③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。</p> <p>④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払つている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。</p> <p>⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、略程に依じて最高裁判所が定める額とする。</p> <p>⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事</p>	<p>（新設）</p>

項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の三 (修習専念資金の貸与等) 最高裁判所は、司法

修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。

② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

③ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となつたとき、又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなつたときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条 (罷免等) 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、

第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習

生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。

② 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条 (罷免) (新設)

心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

② 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

附則

1～3

(略)

(削る)

(削る)

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

附則

1～3

(略)

4 第六十七条の二の規定は、平成二十三年十月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、第六十七条第二項中「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならぬ」とあるのは「国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第一項」とする。

5 第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。



裁判所法の一部を改正する法律案参照条文

目次

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）	1
二 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）	3

裁判所法の一部を改正する法律案参照条文

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならぬ。

③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

② 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法

修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

二 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）

（履行延期の特約等に係る措置）

第二十六条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等

(一) 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給すること。

(二) 修習給付金の種類は、司法修習生に一律に支給する基本給付金のほか、司法修習生が自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給する住居給付金及び司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給する移転給付金と



し、その額はいずれも最高裁判所が定めること。

(三) いわゆる貸与制については、貸与額を見直した上で新たな給付制度と併存させること。

## 2 司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整備

司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に修習の停止を命じ、又は戒告することができるものとすること。

## 3 施行期日

この法律は、平成二十九年十一月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十九年年度裁判所関係予算に、約十一億五千万円が計上されている。なお、平年度に要する経費は、約三十億円と見込まれている。  
右報告する。

平成二十九年三月三十一日

法務委員長 鈴木淳司

衆議院議長 大島理森殿

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十八日

法務委員長 秋野公造

参議院議長 伊達忠一殿

## 要 領 書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うおうとするものであり、妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法施行に伴う経費として、平成二十九年度一般会計予算（裁判所所管）に十一億五千二百三十七万五千円が計上されている。

なお、平年度に要する経費は、約三十億円と見込まれている。